第1章

プランの理念等

第1章　プランの理念等

1.　子ども・子育て支援法の制定趣旨

わが国では未婚化や晩婚化、経済状況の低迷等さまざまな要因から少子化が進行しました。平成17年には合計特殊出生率[1]が1.26まで低下し、出生数が死亡数を下回る人口減少社会に転じました。平成25年の合計特殊出生率は1.43となり若干の回復傾向にありますが、人口を維持するのに必要な合計特殊出生率2.07を大きく下回っています[2]。また、平成25年の出生数は103万人を下回り、現在の形式で統計を取り始めた昭和22年以降で最低となりました。

このような急速な少子化の進行や、家庭や地域を取り巻く環境の変化に対応し、「次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される社会の形成に資することを目的」に「次世代育成支援対策推進法」が平成15年7月に施行されました。次世代育成支援対策推進法では、総合的かつ効率的に次世代育成支援を推進するため、市町村、都道府県、事業主に、それぞれ具体的な計画の策定が義務付けられました。

しかしながら、核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育てに孤立感を抱える家庭は依然として少なくありません。また、保育所に子どもを預けたいと希望しても保育所に入ることができないという待機児童が生じ、仕事と子育てを両立できる環境の整備が十分でないなど、子どもや子育てをめぐる環境は厳しい状況が続いています。このような課題に対応するために、平成24年８月に「子ども・子育て関連三法」[3]が成立しました。この法律に基づく新たな制度では、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保及び教育・保育の質的改善」「地域における子ども・子育て支援の充実」を柱として、社会全体で子育てを支えることを通じて、全ての子どもが健やかに成長できる社会の実現を目指しています。

1　15歳～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、１人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの子どもの数に相当。

2　内閣府経済財政諮問会議専門調査会の「選択する未来」委員会の中間整理（平成26年5月）によれば、調査時点の死亡率の水準を前提とした場合、人口を長期的に一定に保つことが可能となる合計特殊出生率の水準はおおむね2.07 とされている。

3　「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」

2. プランの基本理念・目的

本市においては、少子化への取り組みや、子どもと子育て家庭を支援するための基本的な計画として、平成15年度から19年度を期間とする「よこすか子育ち支援計画（未来っこプラン21）」を策定しました。また、次世代育成支援対策推進法に基づき、平成17年度から21年度を期間とする「よこすか子育ち支援計画実施計画」、平成22年度から26年度を期間とする「よこすか次世代育成プラン」を策定し、計画に基づく具体的な施策を実施してきました。

「横須賀子ども未来プラン」は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」に位置付けられます。本プランは、一人一人の子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現を目的として、本市の実情に合った施策を計画的に提供するために策定します。本プランに基づく施策を通じて、全ての子どもに良質な成育環境を保障することや、子育て家庭が子育ての安心感や充足感を得られるような環境づくりを進めます。

また、平成26年４月に次世代育成支援対策推進法の10年間の延長等を内容とする法律が公布されたことから、子ども・子育て支援法が規定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」の内容にとどまらず、次世代育成対策推進法に基づく市町村行動計画及び「よこすか青少年プラン」にあった青少年に関する施策も盛り込み策定しています。さらに、障害児等、子どもに関連するほかの計画と連携し、整合を図りながら推進します。

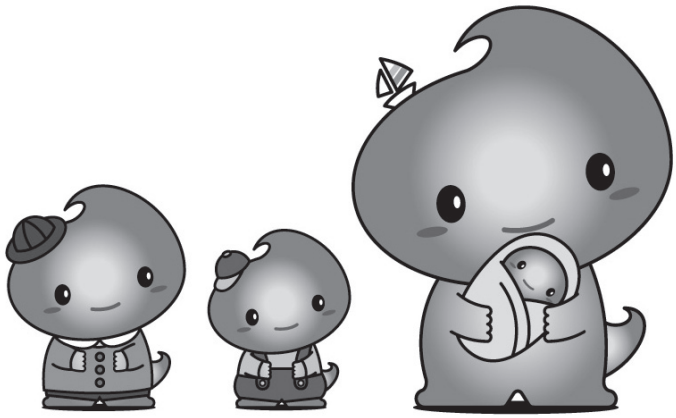

3. プランの対象と期間

（1） プランの対象

本プランの対象は、出生前からおおむね30歳未満の子ども、その家庭、及び青少年を対象とします。プラン上、「子ども」は0歳から18歳未満、「青少年」は中学1年生からおおむね30歳未満と捉えますが、「子ども」は０歳から小学校6年生までを、「青少年」は中学1年生から22歳までを施策の中心的な対象年齢と捉えます。

図表1　本プランで対象とする子ども、青少年の目安

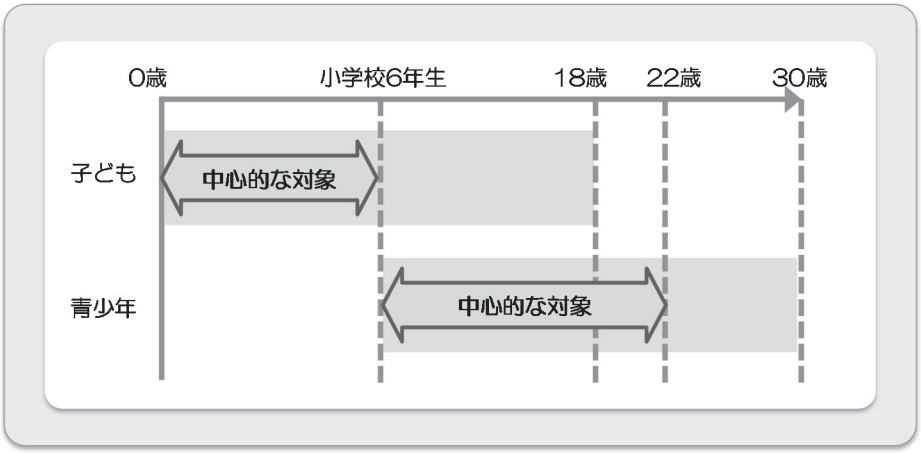

（2） プランの期間

本プランの期間は平成27年度から平成31年度の5年間とします。